

ID: 443

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	認可地縁団体印鑑登録の抹消		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する規則 第9条第2項		
例 規 番 号	令和4年規則第49号		
【根拠条文】 (認可地縁団体印鑑登録の抹消) 第9条 市長は、次に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。ただし、第3号又は第4号の事由による登録の抹消については当該印鑑登録を受けている者に通知するものとする。 (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じた場合 (2) 地方自治法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散した場合 (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められた場合 (4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知った場合 2 市長は、前条の申請があったときは、審査した上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消する。 【基準】 根拠条文及び第8条の規定による。 (認可地縁団体印鑑登録の廃止の申請) 第8条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとする場合には、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(様式第3号)により市長に対して自らその旨を申請しなければならない。この場合において、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書には登録している認可地縁団体印鑑を押印するものとする。 2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該登録された認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、市長に対して直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。この場合において、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に個人印鑑を添付するものとする。			
標準処理期間	10日		
備考			
設 定 年 月 日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日